

処分年月日	2024年10月8日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	みずほ信託銀行株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会員の前外務員甲は、買い物への依存により、月収を超過するクレジットカードの支払いが常態化しており、資金繰りに窮していた。</p> <p>このような状況の中、令和3年2月、甲は、顧客Aから、預金口座に入金される予定の金銭信託の満期解約金100万円を投資信託を購入する旨の申し出を受けたことから、顧客Aから受領した預金通帳と預金の出金依頼書を使って預金口座から100万円を出金し、投資信託を購入することなく、現金100万円を着服した。令和3年9月、同様の手口で顧客Aからさらに100万円を着服した。</p> <p>また、甲は、顧客Bに対し、投資信託Xを解約して投資信託Yで運用することを持ち掛け、令和4年9月、投資信託Yの購入資金に充てるとして、顧客Bから投資信託Xの解約金800万円を現金で預かり、そのまま着服した。</p> <p>このようにして、甲は令和3年2月から令和4年9月までの間、2名の顧客から3回にわたり、合計1,000万円を着服した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策として、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗外での顧客との間の現金の授受を原則禁止した。 ・店舗外での顧客と担当者間での現金の授受が禁止されていることについて、会社ホームページや店頭で注意喚起書面を掲示し、「取引残高報告書」等の定期交付物にも注意喚起書面を同封することで、顧客への注意喚起を行った。